

総合事業に関するQ & A（H29.11月研修会事前質問について）

「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に関する質問

◆予防給付（支援1）から総合事業への移行について（p.9）

予防給付（支援1）から総合事業への移行は、更新時でよいですか。

回答

予防給付（支援1又は2）から総合事業へ移行する場合、要支援の認定期間終了日翌日からが事業対象者となりますので、更新時期にあわせて移行の対応をします。

◆基本チェックリストの実施について（P.11）（P.27）

問1

支援認定結果が届き、変更申請を行うことになった場合は、チェックリストの提出が必要か
基本情報、チェックリストに関し、当面、新規の方から新しい書式との説明であったが、い
つの間にか変更されており、新しい書式を使うことになっていた。

回答

変更結果を見て、要介護になれば評価票の提出をお願いします。

要支援であれば書式一式の提出をお願いします。その際のチェックリストの日付は暫定プ
ランを立てる前の日付になります。

新しい書式の使用は、更新時をお願いします。

問2

氏名、住所は手書きとのことでしたが、要支援認定を受けてサービスを利用する人も手書き
でしょうか。（人によっては、手間がかかると言われます）

回答

総合事業対象者かどうかを判断する為の基本チェックリストは、本人等（家族含む）による
手書きで記入します。

問3

包括がチェックリストを実施し、事業対象者に該当して、委託を受けた利用者のチェックリストだが、包括が実施したものを頂くということでよいのか。

回答

包括がチェックリストを実施した場合は、包括から居宅のケアマネに送ります。

問4

提出する書式とオールインワンの書式が異なる。そのまま良いのか。

回答

オールインワンの使用目的は提出用ではないので、書式の違いは問題ありません。

問5

松江市ホームページ、オールインワン書式と包括支援センターのチェックリスト書式が違っているなので、統一してほしい。

回答

社協のホームページを新しい書式に変更します。

問6

予防プラン作成に「オールインワン」を使用しているが、チェックリストを入力しないとプランに反映されない。入力した「松江市基本チェックリスト」をプリントアウトし本人の署名を頂いても良いのか。直筆とは、「松江市基本チェックリスト」すべてを手書きで行わないと受理されないのでしょうか。

回答

オールインワンの使用については、本人との面談後、項目をオールインワンでチェックし、再度本人のサインをもらうための面談が必要となり時間を要しメリットが少ないと考えられるため、効率的にサービス利用に繋げるためには、面談時点で直接記入をしていただくこととしております。以上の理由から総合事業対象者の状態像からも、原則、基本チェックリスト記入は本人手書きで提出していただくこととしています。

◆判断基準について (P.19)

支援 1、2 の方でも多重疾患を抱え、生活援助に先行して実施するケースがある。
この場合、健康チェック項目、環境整備項目等を明確にして目安の時間を確定すれば、現行相当の専門職による生活援助と身体介護が継続可能か。

回答

状態像の判断基準はベースとしてありますが、多重疾患等の理由から現行相当のサービス利用が必要なケースは、継続が可能です。

(ケアマネジメントの裁量で判断することも必要です)

◆期間について (P.13)

支援の人が今回、事業対象者になった場合の人の期間はどれくらいですか

回答

事業対象者の有効期限の設定はありません。

◆規範的統合の推進について (表紙裏)

行政による説明会はありました。他の関係者間での意識共有の進捗や予定を知りたいです。

回答

これまでのところ、それぞれの地域・NPO・サービス事業所等を横断した研修については市では実施しておりません。また、市で把握している会はない状況です。

事業開始後、半年が経過しました。それぞれの介護予防・生活支援サービスの事業の体制での良い点や課題などが見えてきました。介護サービス事業所に限らず、一般介護予防事業の事業所・地域や他の職能団体との意識の共有は大切であると考えています。今後、研修や意識共有を図る事業の企画をできたらと考えています。

その他総合事業に関する質問

◆サービスの利用について (H29.3.23 に配布された、介護予防ケアマネジメント事業に関する説明資料)

現在、「支援 1」の認定を受けて、総合事業の通所サービスの方が、週 2 回の通所サービスを利用することは可能でしょうか。「支援 2」の方の週 1 回利用については、単価設定され

ていましたが、逆のケースはできないのでしょうか。

P.9 通所サービスコード（独自）

事業対象者＊1・要支援2（週2回程度）とある。下段に説明補足として特別な理由がある場合とあるが、この特別な理由とは何か。

回答

要支援1の方が週1回しか使えないというわけではなく、アセスメントの結果、ケアプラン上週2回の利用が必要ということが明確であれば、週2回のご利用も可能です。この場合、報酬については週2回利用であっても週1回の区分で請求いただくこととなります。また、特別な理由とは、ケアプラン上週2回以上の利用が必要な場合等です。

◆訪問・通所サービスともA型の事業所が少ないが、どうしていけばいいか。

回答

多様なサービスについて事業や実施体制は、実施可能な事業所や団体から、制度移行に対応が可能な事業所や地域から対応いただき、市全体へ取り組みが広がればと考えています。

- ① ケアマネジメントによる対象者像から、利用サービスを検討します。
- ② 利用サービスが、利用者の近隣にない、利用困難な場合、他の多様なサービスおよび、従来型のサービス（訪問・通所サービス）の利用については、利用者自己負担額などご説明いただき検討してください。

◆更新申請結果の遅れで、要介護から要支援となり、説明、契約、アセスメント取り直し等事務作業が増えてきている。

調査が遅れている要因と考えられるため、迅速な対応をお願いしたい。

回答

今年度、認定申請結果が非該当の方が増加傾向にあり、このような状態像の方が申請ではなく総合事業への移行をすすめていただくと本当に必要な方の認定調査及び認定審査会がより迅速に対応が可能となります。

◆Q&Aの公表について

各事業所から総合事業に関する質問が多くあったか。

Q&A様式で公表してもらいたい。

質問に対し、各包括で回答がまちまちであり、統一を図ってほしい。

回答

多くありましたので、Q & Aにしてホームページで公開します。

総合事業に関するQ & A（H29.11月研修会事後質問について）

「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に関する質問

◆フロー図について (P.9)

現在、要支援で訪問介護通所介護のみ利用の方は、フロー図でいくと対象者確認表を行うことになっています。介護保険の認定を希望した場合は、対象者確認表は不要か。

回答

「要支援で訪問介護通所介護のみ利用の方」は、全ての方が対象者確認表を行います。対象者確認表の項目4～6、12～16に該当する場合は、介護保険の認定を申請してください。

◆評価表について (P.18)

早見表には、評価表は半年に一回とあるが、欄外に「介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント等～」とありますが、例えば介護予防ケアマネジメントは変わらないが、サービスの追加があった場合は、評価は必要ないか。

回答

サービスを追加するケアマネジメントの過程として、再度アセスメントし、新たな目標を立ててサービスを追加することになりますので、評価も必要となります。

◆サービスの併用について (P.20)

問1

通所型サービスB実施団体から「通所型サービスB計画連絡票」が届いたら、市がサービス併用可とみなされたとしてよいか。

通所型サービスBの利用のみの方は、実施団体からの連絡票はなく、ケアマネジャーから団体へ基本情報とプランを提出するというのでよいか。

回答

「通所型サービスB計画連絡票」が必要となる方は、ケアマネジメントA対象者が通所型サービスBを利用希望された場合ですので、ケアマネジメントA対象者が通所型サービスBを利用希望された時点で、この場合に限り併用可とします。

また、通所型サービスBのみを利用する場合は、ケアマネジメントC対象者ですので、ケアマネジャーが基本情報とケアマネジメントCを作成し、通所型サービスB実施団体へ提出してください。

問2

福祉用具、からだ元気塾、半日デイサービスは利用が可能か。

回答

同じサービスの中で複数のサービス併用は原則行いません。一般介護予防事業と基準緩和型通所Aとは、対象者の状態像が違うものと捉えています。

◆ケアマネジメントCについて (P.24)

市へ提出する書類は、基本情報、プランでよいか。また、提出先はどの部署か。

回答

ケアマネジメントCを実施した場合は、①基本情報、②計画書（ケアマネジメントC）を健康長寿課へ提出してください。

◆松江市基本チェックリストについて (P.27)

問1

松江市基本チェックリストの判定や判定結果は、修正テープを使用して書き換えても通用しますか。それとも、二重線や訂正印を押した方がよいか。

回答

松江市基本チェックリストは、提出文書ですので、修正テープではなく二重線に訂正印をお願いします。

問2（研修会事前Q&A、問2）

要支援認定を受けた人は、手書きでなくてもよいということか。

回答

認定の有無に関わらず、総合事業対象者かどうかを判断する（総合事業の申請）為の基本チェックリストの記入は、本人等（家族含む）による手書きで記入します。

問3

松江市基本チェックリストの質問項目 No.12 の回答「2.非該当」を選択すると、チェック

リスト判定の際に、2を足すことになるのか。計算の仕方を教えてほしい。

回答

チェックリスト判定は、各項目において該当する数で判定します。